# 令和4年第4回 唐津市農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和4年4月7日(木) 午後2時30分~午後4時
- 2. 開催場所 唐津市文化体育館 2階会議室
- 3. 出席委員

1番	山崎正廣	2番	脇山久利	3番	袈裟丸一彦
4番	脇山祐治	5番	宮原敏久	6番	山添 明
7番	川添哲也	8番	三塩政廣	9番	内山敏彦
11番	井上順一	12番	伊藤富幸	13番	石川利恵
14番	峯 政敬	15番	松本耕一	16番	峯 直子
17番	吉田 哲	18番	宮崎隆広	19番	阿部 太

- 4. 欠席委員
  - 10番 阿蘇孝市
- 5. 議事日程
  - 議事録署名委員の指名
  - ・議案第20号 農地法第5条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請につい て
  - ・議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - ・議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - ・議案第23号 農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請に ついて
  - · 議案第24号

農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(集積計画 括方式)の決定について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 平田 俊夫 農地係長 中田 賢治 農地係主査 小林 康史 農地係副主査 槻木 昇平 振興係長 田中 恭子 振興係主査 山﨑 友美 振興係職員 山下 綾菜 浜玉分室職員 前田 美穂 相知分室係長 冨田 浩之 北波多分室係長 岡本 順二 北波多分室職員 吉田 幸司 肥前分室職員 柴田 大地 鎮西分室職員 佐々木 貴浩 呼子分室職員 伊藤 詩織 七山分室係長 阿賀野 忠司 七山分室職員 溝上 俊明

#### 7. 審議の内容

事務局長

それでは定刻になりましたので、始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会に議席番号10番阿蘇孝市委員から会長宛てに欠席届が提出されておりますので、報告いたします。本日の出席委員は18名でございます。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長挨拶をお願いいたします。

山崎正廣会長 (議長)

(会長の挨拶)

それではただいまより令和4年第4回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の議事録署名人に、議席番号13番石川利恵委員、議席番号15番松本耕一委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。

事務局長

それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第20号 農地法第5条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請 について1件、議案第21号農地法第5条の規定による許可 申請について10件、議案第22号農地法第3条の規定によ る許可申請について16件、議案第23号農業経営基盤強化 促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について41 件、議案第24号農業経営基盤強化促進事業による農用地利 用集積計画(集積計画一括方式)の決定について3件、計5 議案71件でございます。以上、ご審議ご決定賜りますよう よろしくお願いいたします。なお、個人情報保護の観点から、 申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いた しますので、詳細につきましては議案集をご覧いただきたい と思います。また、農地転用の案件で、立地基準と許可基準 は、農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内 容については一覧表でご確認いただきたいと思います。

議長

ただいま報告のとおり、今回の付議事項は、議案第20号から第24号までの5議案71件であります。なお、傍聴の方は、自分の関係分が済めば、随時お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせをいたしておきます。それではこれより審議を行います。議案集1ページ、議案第20号農地法第5条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の1ページをご覧ください。整理番号1番について説明させていただきます。上段に記載しておりますのが変更後です。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑2筆、面積は合計で218平方メートルです。現況は、雑種地になっております。この案件は平成20年1月28日付けで物置用地での転用許可を受けておりましたが、(計画変更事情の詳細) …ため、社員寮を建てたく計画変更申請を行なうものです。施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1から2ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、3ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、4ページ

のとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、預金通帳の写しが添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事 関連の協議がなされています。変更点としましては、(計画変 更事情の詳細) …社員寮の建築の計画をされています。隣接 農地等への影響ですが、現状のまま利用し、北側の宅地、〇 〇敷地からの出入口とする計画です。排水について、雨水は 敷地内に雨水排水設備を設置し、北側の既存水路へ放流、汚 水も新設する排水設備を介して、南側道路の公共下水道へ接 続する計画です。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項4番に該当します。 許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長

地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

#### 袈裟丸一彦委員

3番袈裟丸です。この案件は、今説明があったとおりでありまして、場所は○○○○の○○○側のほうの○○○のほうです。そしてこの場所もですね、敷地内でありますが、以前○○○○○があり、それはもう今は使われておりませんが、その脇に1段下がって畑がありました。そこが建設予定地であったわけでございます。これがいろいろな事情で、今

回まで延び延びになっておったようでございます。それで4 月1日の日に西部調査会で現地を確認いたしました。皆さん 方からも特別異議は出ませんでしたので、皆さん方の審議を よろしくお願いいたします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(举手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集2ページ、議案第21号農地法第5条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の2ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は1,201平方メートルです。現況は、今のところは休耕地になっております。目的は、賃貸住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の5ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、6ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、7ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性につ

いて、事業費は全額借入金で、金融機関の融資証明書が添付 されています。転用については、許可後、速やかに着手する 計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、法定外公共物(道路)改築および占用申請、団地等造成、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大1.25メートルの盛土を行ない、整地し、西および南側にはコンクリートブロックを新設、東および北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は新設排水設備を介して東側の新設道路側溝および北側の水路へ流し、汚水も新設する排水設備を介して西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意 見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項2番に該当します。 許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長

地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

腸山久利委員

はい。2番の脇山です。今事務局から詳しく説明をしていただきました。これは〇〇〇の〇〇〇〇の前ですね。周りはもう住宅街で、ここだけぽつんと田んぼが残っていたんです。東部調査会で4日の日に調査していただきまして、何ら問題はないということです。皆様の審議のほどをよろしくお

願いします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。次に議案集2ページ、整理番号2番を議題と します。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号2番について説明します。申請者の住所、 氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑2筆、面積は合計で862平方メートルです。 現況は畑および雑種地となっております。目的は、宅地分譲です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の8ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、9ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、10ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、事業費は全額自己 資金で、金融機関からの預金残高証明書が添付されています。 転用については、令和4年7月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事 関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、 最大50センチメートルの盛土を行ない、整地し、東側と西側の一部にコンクリートブロックを新設、それ以外は既存分を利用し、東側はセットバックを行ない、東側の道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は集水桝、排水管を介して南東側の水路へ放流、汚水は東側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意 見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。 許可の基準は1番となっております。

整理番号2番について説明を終わります。

議長

地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

脇山久利委員

はい。2番の脳山です。これも東部調査会で4日の日に見ていただきました。今事務局から詳しく説明をしていただきまして、ちょうどこの道の下で、もう周りは住宅街です。何ら問題はないということで、皆様の審議のほどよろしくお願いします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。次に議案集2ページ、整理番号3番を議題と します。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号3番について説明します。申請者の住所、 氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は93平方メートルです。現況は通路になっております。目的は、通路です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の11ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、12ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、13ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、共有名義での取得のため、それぞれの金融機関の預金残高証明書が添付されています。 転用については、農地法の許可が必要なことを知らずに、平成20年頃に隣接者の要望で耕作等の通路に利用されており、そのことに対する所有者からの始末書が添付されています。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事 関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、 現状のまま利用し、北側道路より出入口とする計画です。排 水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、土木委員長からは異議なしの意見書が添

付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。 許可の基準は1番となっております。

整理番号3番について説明を終わります。

議長

地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員

17番吉田です。今説明がありましたように、この土地はずっと通路として使われておりまして、4日の日に私達が現地調査をしましたところ、皆さん何も言うことはないということでございました。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(举手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。次に議案集3ページ、整理番号4番を議題と します。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

議案書の3ページ、整理番号4番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田2筆、面積は合計で2,123平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、

宅地分譲です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の14ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、15ページの字図をご覧ください。 土地利用計画は、16ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、事業費は全額自己 資金で、金融機関からの預金残高証明書が添付されています。 転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、道路占用申請、団地等造成、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大98センチメートルの盛土を行ない、整地し、北、東、南側はコンクリートブロックを新設、西側は一部縁石を設置し、西側の道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する道路側溝を含む排水設備を介して、西側の道路側溝へ放流、汚水も西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意 見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。 許可の基準は1番となっております。

整理番号4番について説明を終わります。

議長

地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

松本耕一委員

15番松本です。4月4日、中部調査会で現地確認を行い

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。次に議案集3ページ、整理番号5番を議題と します。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号5番について説明します。申請者の住所、 氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田3筆、面積は合計で2,015平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、宅地分譲です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の17ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、18ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、19ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資証明書が添付

されています。転用については、許可後、速やかに着手する 計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、道路工事施工、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大2. 4メートルの盛土を行ない、西、南側はL型擁壁を設置、東、北側はコンクリートブロックを新設、同時に開発する東側宅地の一部に道路を設置し、東側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に隣接する道路側溝を介して東側道路側溝へ放流、汚水も新設排水設備を介して東側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

行政連絡員から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。 許可の基準は1番となっております。

整理番号5番について説明を終わります。

議長

地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

#### 松本耕一委員

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。次に議案集3ページ、整理番号6番を議題と します。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号6番について説明します。申請者の住所、 氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は宅地、課税が畑となっております。1筆、面積は283.35平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の20ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、21ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、22ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、令和4年6月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大60センチ

メートルの盛土を行ない、整地し、東側にはコンクリートブロックを新設、南側は既存分を利用し、西側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水のみで、自然地下浸透および越流分は東側道路側溝へ放流させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されて います。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。 許可の基準は1番となっております。

整理番号6番について説明を終わります。

議長

地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

#### 宮崎隆広委員

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

#### (举手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。次に議案集4ページ、整理番号7番を議題と します。それでは事務局に概要を説明させます。 農地係長

はい。議案書の4ページ、整理番号7番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑2筆、面積は合計で728平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、駐車場、植栽用地です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の23ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、24ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、25ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、地元の共同作業で敷地を整備される計画で、事業費そのものは発生いたしません。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、西側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は北および西側道路側溝へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意 見書が添付されています。

立地基準ですが、駐車場用地が第1種農地の該当事項2番、 植栽用地が第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の 基準は7番および1番となっており、土地の選定理由書が添 付されています。 整理番号7番について説明を終わります。

議長

地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

内山敏彦委員

10番内山です。4日の日に東部調査会で現地を確認しました。今説明があったとおりで、この場所が地区の○○○のすぐ下ということもあり、駐車場に利用したいということもあり、この申請がなされています。皆さんのご審議よろしくお願いします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。次に議案集4ページ、整理番号8番を議題と します。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号8番について説明します。申請者の住所、 氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりで す。地目は畑3筆、面積は合計で730平方メートルです。 現況は、休耕地になっております。目的は、一般住宅です。 所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要 は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、 資料図の26ページをご覧ください。隣接地の地目などにつ いては、27ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、 28ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資事前審査結果 通知書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大20センチメートルの盛土を行ない、整地し、西、南側と東側の一部にコンクリートブロックを新設、北側は既存分を利用し、東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は新設排水設備を介して西側の道路側溝へ流し、汚水も新設する排水設備を介して東側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意 見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。 許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号8番について説明を終わります。

議長

地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

**墨**政敬委員

14番峯です。4月1日に南部調査会で現地を確認いたしました。ここは地図を見ていただきますと、ちょうど○○○

○○が切れておりますけれども、右端の所に○○○○、ここから100メートルまで○○のほうには行きませんけれども、そこの所にあるところです。この辺は、行ってみますと、畑も荒れておりまして、家も何軒かは住んでいないというような所でもございました。そういうことで、皆さんと一緒に南部調査会で行きましたけれども、問題ないということでございますので、よろしくお願いします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。次に議案集4ページ、整理番号9番を議題と します。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号9番について説明します。申請者の住所、 氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりで す。地目は畑4筆、面積は合計で262.16平方メートル です。現況は、休耕地になっております。目的は、貸家です。 所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要 は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、 資料図の29ページをご覧ください。隣接地の地目などにつ いては、30ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、 31ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、駐車場予定地の南、東側は既存コンクリートブロックを利用し、東側道路より出入口とする計画です。排水について、既存住宅の雨水は溜桝を介して南側の既存排水路へ流し、汚水も既存排水設備を介して南側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意 見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。 許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号9番について説明を終わります。

地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

峯政敬委員

議長

14番峯です。先ほど説明しました整理番号8番と隣同士 でございますので、この辺の所は畑も荒れておりますので、 よろしくお願いします。以上です。

養長| ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

### (挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。次に議案集5ページ、整理番号10番を議題 とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

議案書の5ページ、整理番号10番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田3筆、面積は合計で2,912平方メートルです。現況は、植林されたばっかりくらいの山林になっております。目的は、産業廃棄物最終処分場拡張です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の32ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、33ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、34ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、産業廃棄物処理施設変更許可 申請、林地開発許可申請、一定の規模以上の土地の形質変更 届出、法定外公共物(道路)占用、(水路)改築申請、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、処分場敷地については、34.1メートルの盛土が計画されていますが、農地部分については整地程度で、沈砂池と排水設備を増設する計画です。北側の山林を掘削切土して、管理道路を確保して、既存の処分場より出入口とする計画です。排水について、雨水、雑排水は既存沈砂池と新設沈砂池を介して、越流分を西側の既存水路へ流す計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意 見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。 許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号10番について説明を終わります。

議長

地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

**墨**政敬委員

失礼します。14番峯です。同じように4月の1日に南部調査会で現地を確認いたしたところでございます。ここにつきましては、田が面積的には1反まであるかなというぐらいに、名残が見えたわけでございますけれども、このへんは山を背にしておりますので、なかなか今○は作ってないということのようでした。誰が作ってあるのかなということで思っておりましたけれども、前も1回ここは確認も行ったところでございますけれども、○○○と○○○○のちょうど中

間の場所に当たります。その上のほうが〇〇の山ということで、山間地でここは畑も田もない山林ばかりでございます。 別に問題ないかと思いますので、よろしくお願いします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

### (挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集6ページ、議案第22号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。整理番号1番から議案集9ページ、整理番号16番までの16件については、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の6ページから9ページをご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件が5件、賃借権に関する案件が10件、使用貸借権に関する案件が1件の計16件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。

このうち整理番号1番から10番は、借受人が農地所有適

格法人以外の法人でございますので、少し説明をさせていた だきます。借受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇という会社から、 主に障害福祉サービス事業、農産物の栽培および販売といっ た事業をそのまま引き継ぎます。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の時 に借りていた農地、それが議案書記載の申請農地になります が、そのまま借受人が引き継いで耕作されるかたちになりま す。商号、会社名が変更されるだけで、事業内容や役員に変 更はありません。配付しております調査書の1ページに、本 件の判断基準を記載しています。判断基準の2番で、借受人 は農地所有適格法人以外の法人であるので、本則では許可は できませんが、農地所有適格法人以外の法人等の貸借の場合 は、8番、9番、10番の要件を満たす場合には、借りる場 合に限って許可できるとなっています。8番の第3項第1号、 取得後の農地を適正に利用していないと認められる場合に は、賃貸借の解除をする旨の条件が契約において付されてい るかどうかという点は、賃貸借契約書に、貸人は借人が農地 を適正に利用していないと認められる場合には、賃貸借契約 を解除することができるとの記載がされています。次に、9 番の第3項第2号、地域の同業者と適切な役割分担の下に、 継続的、安定的な農業経営ができるかという点は、その旨の 確約書が提出してあります。次に10番で、法人の役員のう ち1人以上が農業に常時従事することが要件でございます が、これについては記載していますとおり、代表取締役が地 域の調整等にあたるとしています。以上の8番から10番ま

での要件を本件は満たしていると考えます。以上で1番から 10番についての説明を終わります。

整理番号11番から16番については、2ページ以降の調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いいたします。

## 【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

#### (举手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。ここで皆さんお疲れだと思います。しばらく休憩を取ります。約10分、40分までを休憩といたします。3時40分より再開をさせていただきます。

~~~~~

15時30分 休憩

15時40分 再開

~~~~~

議長| それでは会議を再開いたします。議案集10ページ、議案

第23号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について(利用権)整理番号1番を議題とします。この案件につきましては、議席番号14番峯政敬委員が関与するため、議事参与制限に該当します。よって峯委員の退席を求めます。

## 【峯委員退席】

それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

はい。議案集10ページをご覧ください。それでは説明いたします。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、使用貸借権の設定です。面積は、240平方メートルです。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。ここで峯委員の入室を許可します。

### 【峯委員入室】

峯委員にお知らせします。議案集10ページ、整理番号1

番につきましては、原案どおり可決をいたしましたので、お知らせいたします。次に議案集10ページ、整理番号2番から議案集18ページ、整理番号41番までの40件については、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

それでは説明いたします。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、賃借権の設定が34件、使用貸借権の設定が6件です。面積は合計で126,138平方メートルです。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いいたします。

### 【議案確認】

お諮りいたします。本案について、質疑や異議はございま せんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集19ページ、議案第24号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(集積計画一括方式)の決定について(利用権)を議題とします。整理番号1番から整理番号3番までの3件については、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

はい。概要説明の前に、3月の総会の案件につきまして、 説明をさせていただきます。(3月総会案件の説明と回答)…。

それでは改めまして議案について説明をさせていただきます。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より依頼のあった農用地利用集積計画(集積計画一括方式)の決定について回答をするものです。この農地中間管理機構が同時に権利の設定等を行なう集積計画一括方式は、農用地の出し手と受け手の調整が整っている案件については、農用地配分計画によらず、受け手に権利の設定がなされ、市の集積計画のみで手続きが完了する仕組みとなっております。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、すべて賃借権の設定です。面積は、合計で6,807平方メートルです。計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考え

ます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いいたし ます。

### 【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

## (挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。以上をもちまして、議案第20号1件、議案第21号10件、議案第22号16件、議案第23号41件、議案第24号3件、計5議案71件は、いずれも原案どおり可決をいたしました。長時間のご審議誠にありがとうございました。